

陳 情	受 理 番 号	128	受 理 年 月 日	令和5年9月1日	付 託 委 員 会	教育福祉
件 名	令和6年度福祉施策及び予算の充実について					

令和6年度福祉施策及び予算の充実について（陳情）

日頃から社会福祉事業の推進に特段の御尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本会は、昭和48年の創設以来、県内の民間福祉施設、団体、社会福祉協議会等で構成する組織として、国、県及び市町村の社会福祉施策の充実に向けて提言及び要請等の活動を進めてまいりました。

この度、貴市の令和6年度予算編成にあたり、別紙のとおり要請いたしますので、これらの実現のため特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本要請書は貴市長あてにも送付しておりますことを申し添えます。

また、貴議会における本要請の処理結果につきまして、本会会員への報告し、次年度以降の要請活動の参考とするため、文書にて御回答いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

令和6年度福祉施策・予算に対する要請書

令和5年8月

沖縄県社会福祉施策・予算対策協議会

1. コミュニティソーシャルワーカーの専任職員かつ正規職員の配置について

(施策関連、継続)

地域においては、8050 問題等の複合課題への対応をはじめ、ヤングケアラー、社会的孤立など、既存の制度だけでは対応できないケースやコロナ後のなお続く生活困窮者の課題を受け止め、解決に導く仕組みづくりが改めて求められている。

これらの課題に対応するため、市町村社会福祉協議会ではコミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域住民や民生委員・児童委員、関係機関・団体と連携し、解決に向けた取り組みを進めている。

本会の調べでは、県内市町村社協における、コミュニティソーシャルワーカーの配置は、29 市町村（102 人）にとどまり、配置職員の 48%は複数業務を兼任しており、60.7%が非正規雇用である等、十分な体制となっていないのが現状である。

については、市町村社協におけるコミュニティソーシャルワーカーの専任職員かつ正規職員を配置し、地域における包括的支援体制の整備を図っていただきたい。

なお、同ワーカーの配置に関しては、既存の国庫補助事業の積極的な活用を御検討いただきたい。

2. 重層的支援体制整備事業の積極的活用について

(施策関連、継続)

昨今、地域においては複合的な課題を抱える世帯や、制度の狭間、社会的孤立など、複雑・多様化した課題が深刻化している。

国においては、このような地域生活課題に対応する体制づくりを進めるために、社会福祉法において、住民や福祉事業者、相談支援機関、行政等の責務を明確に位置付け、あらゆる関係者と連携・協働した支援体制として、「市町村における包括的な支援体制（社会福祉法第 106 条の 3）」の構築を目指している。

その具体的な施策として「重層的支援体制整備事業（社会福祉法第 106 条の 4）」が創設された。同事業で示された「相談支援」「参加支援」「地域づくり」の取り組みは、従来から社会福祉協議会が取り組んできた住民主体の支え合い活動の推進や、コミュニティソーシャルワークの実践と重なるものである。

については、貴市町村における包括的な支援体制の推進に向け、「重層的支援体制整備事業」及び「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」の積極的な活用をお願いするとともに、当該事業の実施にあたっては、各市町村社会福祉協議会へ事業の一部委託等、十分な連携がなされるようお願いしたい。

3. 生活困窮者自立支援事業の充実・強化について

(施策関連、継続)

県内の生活困窮者自立支援機関では、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、様々な支援関係機関と連携し、包括的な支援を行っている。しかしながら、コロナ禍や物価高騰の影響による困窮相談件数の増加、長期にわたるコロナ特例貸付の借り受け人へのフォローアップ支援、複合的な課題を抱えた方々への支援等がますます重要となっている。

生活困窮者への切れ目のない支援を実施するにあたっては、本県における生活困窮者自立支援法に基づく事業等の更なる充実・強化が必要となる。

については、生活困窮者等が安心して生活ができるための支援が講じられるよう、事業実施体制の強化を図っていただきたい。

また、国による同法の見直しを見据え、必須事業化が見込まれる家計改善支援事業や就

〈那覇市〉

労働準備支援事業の着実な実施、その他同法に基づく各種事業の実施・推進に向けた予算措置を講じていただきたい。

4. 地域福祉関係予算の確保について

(予算関連、継続)

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核機関としての役割のもと、地域生活課題の解決に向け各種事業を展開するとともに、ボランティア活動や福祉教育の推進にも取り組んできた。

また、コロナ禍においては、逼迫する世帯への継続的な支援を行っており、地域住民の命と暮らしを守る、重要な社会インフラとしての役割発揮がより一層期待されているところである。

しかしながら、県内市町村社協の組織体制においては、正規職員の割合は22.1%（令和4年4月時点）と低く、全国平均の56.6%（令和4年度調査）を大きく下回っている。また受託事業の契約においても、十分な人件費の確保が難しく、非正規雇用で対応せざるを得ないことから、継続的な事業実施が困難である。

自己財源が乏しい社協にとって、市町村からの運営補助金や委託事業の減額等は、組織の運営に深刻な事態を生じさせるものであり、住民への福祉サービスに大きな影響を及ぼすことが必至である。

以上のことを踏まえ、貴市町村におかれては、社協活動の強化を図るため、国庫補助事業の積極的な活用等、地域福祉関係予算の確保に御理解いただき、正規職員の配置と増員に御配慮をいただきたい。

また、社協への委託事業等における人件費相当分の拡充についても併せて支援をお願いしたい。

5. 「災害ボランティアセンター等機能強化事業」の拡充について

(予算関連、継続)

災害発生時、被災地の社会福祉協議会は、自治体との協議の上、社協、地域住民や地域の各団体・機関等と協働して災害ボランティアセンター（以下、災害VC）の運営に取り組んでいる。災害復旧を行う中で、災害VCの活動による支援は必要不可欠なものとなっている。

令和5年5月に改正された内閣府「防災基本計画」においても、都道府県及び市町村は災害発生時に備えて、予め災害VCの運営に関して都道府県社協及び市町村社協との役割分担等を定めるよう各自治体に求めている。

国においては、災害発生時に災害VCを設置・運営する具体的な手法を習得することを目的に「災害ボランティアセンター等機能強化事業」を実施しているが、実施に際しては、人口区分に応じた国庫補助基準額が設定されているが、当該基準額では十分に事業を推進することができない。

ついては、災害発生に備え、市町村社協が円滑な災害VCを設置・運営できるよう、同事業を積極的に御活用いただくとともに、市町村の状況に応じて補助をお願いしたい。

また、災害発生時に円滑に被災者支援を行うために、市町村社協と市町村との間で災害VCの設置・運営に係る業務や費用負担等を明らかにした協定締結をお願いしたい。

6. 総合的な権利擁護体制の整備について

(予算関連、継続)

本県においては、認知症高齢者及び複合的な課題を抱える方々の増加等を背景に、今後

〈那覇市〉

も成年後見制度及び日常生活自立支援事業等が必要な方々の増加が見込まれるなど、権利擁護の体制づくりが喫緊の課題となっている。

しかし、本県における成年後見制度利用促進の取組みにあつては、令和4年度時点で、市町村促進計画の策定は11市町村、中核機関の設置は4か所に留まっている。

また、本県における日常生活自立支援事業においても、今後も利用希望者の増加が見込まれることから、事業実施体制の強化が必要である。

このようなことから、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に基づく取組みの実施や日常生活自立支援事業の実施体制の強化、市町村による福祉サービス利用援助事業の実施など、市町村段階における切れ目のない権利擁護の体制づくりが必要である。

ついては、上記計画に示されている重要業績評価指標（KPI）の達成に向けた取組みの実施及び予算措置を講じていただきたい。

また、「福祉サービス利用援助事業」の実施等、貴市町村の実情に応じた総合的な権利擁護体制の充実強化を図っていただきたい。

7. 民生委員・児童委員のなり手確保の取組みについて

（施策関連、継続）

本県の民生委員充足率は令和5年4月1日現在74.5%で、全国の充足率93.7%（令和4年改選時）と比較するとかなり低い状況が続いている。

欠員が生じている地域においては、担当区域外の民生委員・児童委員がカバーし対応しているが、過重負担となっている。

このような課題解決に向け、県民生委員児童委員協議会及び各市町村民生委員児童委員協議会では、民生委員・児童委員制度や活動について広報誌等による周知広報を行っている。県及び各市町村行政においても、広く県民に周知広報する等、なり手確保に向けた施策の更なる強化・推進が必要である。

ついては、市町村の広報事業等を通して地域住民の理解促進を図っていただきたい。

また、行政職員・教職員の退職予定者や、児童館職員や福祉施設従事者等の現役世代等への働きかけや地域の商工会の会員等への周知等、取組み強化に努めていただきたい。

8. 民生委員・児童委員への行政からの情報提供について

（施策関連、継続）

民生委員・児童委員は、守秘義務を有しており、行政として活動に必要な個人情報の提供を行うことに問題がないことは、消費者庁や厚生労働省が示しているところである。

近年、頻発している地震、台風、豪雨災害の発生時における支援が円滑に行えるように、要援護者等の情報が必要である。

ついては、住民の福祉に有益である場合においては、民生委員・児童委員の求めに応じ、高齢者・障害者・ひとり親・災害時要援護者など様々な支援対象者の個人情報が迅速かつ適切に提供されるよう、市町村の個人情報保護審査会への付議や個人情報保護条例において提供先として明確化するなどの対応をお願いしたい。

9. 民生委員・児童委員活動費及び民生委員児童委員協議会運営費の確保について

（予算関連、継続）

地域住民の生活課題の多様化及び複合化や地域における関係性の希薄化などを背景に、生活上の悩みを誰にも相談できず、地域で孤立する高齢者や生活困窮者などが増加している。

これからの地域共生社会の実現に向けては、住民の立場に立って相談支援を行い、行政

〈那覇市〉

機関との架け橋としての役割を担っている民生委員・児童委員の活動はますます重要性が増し、民生委員児童委員協議会の機能強化が一層求められてくる。

このような社会の要請に応えるためにも、十分な民生委員・児童委員個人としての活動費及び市町村民生委員児童委員協議会の運営費が必要不可欠である。

については、市町村独自の民生委員・児童委員の活動費および県内各市町村民生委員児童委員協議会への運営費の確保について、特段の配慮をお願いしたい。

10. 軽費老人ホーム（ケアハウス）の生活費改定の取り扱いについて

（予算関連、継続）

「沖縄県軽費老人ホーム利用料等取扱基準」が令和5年4月1日に改定され、生活費及びサービスの提供に要する経費について、消費税増税分に係る月額上限が引き上げられた。

については、那覇市においてもこれまでの消費税増税や昨今の社会情勢、物価上昇も踏まえ、県が定めた取扱基準と同様に生活費の月額上限を引き上げていただきたい。

11. 地域ケア推進会議の充実・強化について

（施策関連、新規）

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実を図ると同時に、それを支える社会基盤の整備を進めていくことで、地域包括ケアシステムの実現を図る有効な手法の一つである。

高齢者の抱える個別の課題については地域ケア会議で協議しているが、地域包括ケアを推進していくためには、高齢者を取り巻く地域課題をテーマとした地域ケア推進会議を増やしていく必要がある。

については市町村において地域ケア推進会議の積極的な開催を通じ地域課題の解決が図られるよう会議の開催と関係機関への働きかけを行っていただきたい。

12. 地域包括支援センターの人員体制の充実・強化について

（予算関連、継続）

地域包括支援センターの業務内容は、包括的支援事業や介護予防・日常生活支援総合事業等の多岐に渡っており、職員の業務過重となっている。

令和4年度沖縄県地域包括・在宅介護支援センター協議会が実施した調査によると、1センターあたりの相談対応件数は、年平均2,480件にのぼり、職員1名につき239件の相談対応を行っている結果となった。また、介護予防マネジメント（予防プラン作成）は、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へ業務委託が可能となっているが、報酬単価が低いことなどから、業務委託が進まず全体の約3割にとどまっている。

市町村は、「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について」（令和2年5月29日付／厚生労働省老健局振興課長通知）に基づき、評価結果を踏まえて、今後の各センターの機能強化策（委託費予算及び定員要求等）を検討する必要があるとされている。

については、当該通知に基づく管内センターの事業評価を踏まえ、各センターの業務量に応じた適正な職員配置を図れるよう予算措置を講じていただきたい。

13. 重度障害者等就労支援特別事業の実施について

（施策関連、継続）

これまで障害者福祉施策における障害福祉サービスでは、制度上就労の際の外出支援や

〈那覇市〉

身体介護などを提供することは認められていなかったが、国により令和2年10月に福祉施策と雇用施策が連携して重度障害者が就労する場合に通勤の支援や職場での身体介護、代筆、代読等のコミュニケーション支援を行う「重度障害者等就労支援特別事業」が市町村の実施可能な福祉サービスとして地域生活支援促進事業に位置付けられている。ついては障害者の就労機会の拡大を図るため重度障害者等就労支援特別事業を実施していただきたい。

14. 日常生活用具給付等事業における排泄管理支援用具に関する給付基準額の見直しについて

（予算関連、新規）

人工肛門・人工膀胱造設者は、排泄機能に障害があるものとして、ストーマ用具及び関連製品の使用が毎日の生活の必須であり、排泄管理支援用具に関する給付支援はなくてはならないものだが、過去30年間基準額の設定の変化がない市町村が多いのが現状である。

日本オストミー協会の生活実態調査においては、補装具種類の全体で月額3,920円の不足額が生じているのが分かっている。個々のオストメイトが必要なものをきちんと使用できる環境を整え、トラブル回避できるレベルの装具交換と、補助的関連製品が心配なく使用できることは、ごく普通に得られるべき生活の質、ひいてはそれが社会生産性を維持でき、社会貢献へつながるものであるため、給付基準額を下記のとおり見直していただきたい。

消化器ストーマ装具 8,858円 + 4,280円 = 13,000円
尿路ストーマ装具 11,639円 + 3,670円 = 15,000円

15. 母子及び父子家庭等医療費助成制度の実施について

（施策関連、継続）

「母子及び父子家庭等医療費助成」は、ひとり親世帯等の親にとってより重要な制度となっている。しかし、児童扶養手当と同様に子どもが18歳に達した以後の最初の3月末日で、適用されなくなる。経済的にも厳しくなる上、通院・入院中でも使えなくなり、死活問題にもなりかねない。子どもが18歳に達するという時期は、進学等で金銭的負担も大きくなり、そうした中で医療費助成も適用されなくなると、受診控えにつながる可能性すら生じてくる。

母子及び父子並びに寡婦福祉法においては、未だ母子家庭であるにもかかわらず、母子および父子家庭等医療費助成については、適用されない現状である。

せめて、母子および父子並びに寡婦福祉法において、母子家庭である間、すなわち子どもが20歳になるまでは、医療費助成の適用を求めたい。

さらに一歩進めて、児童扶養手当の支給もない寡婦の厳しい経済状況を踏まえて、生命にかかわる医療費だけは、せめて寡婦にも適用するよう要望する。

16. 給食費の無償化について

（施策関連、新規）

2019年10月より幼児教育・保育の無償化が実施されたが、給食費に関しては、保育施設が保護者より直接徴収するようになった。しかし、貧困世帯が多い沖縄県においては、給食費が大きな負担となっている世帯もある。

保育所保育指針第3章において、食育の推進が謳われているように給食も保育の重要な柱であり、子どもたちの健やかな成長を支える上でも平等に保障されなければならない。

本県においては、保育無償化に伴う財源を活用し、主食費や副食費を無償又は減免して

いる市町村もある。

については、子どもたちを取り巻く沖縄県の現状（絶対的貧困層割合・相対的貧困層割合）を改善するためにも、市町村において給食費を無償化にしていただきたい。

17. 公立保育所の存続及び保育人材の確保について

（施策関連、新規）

公立保育所の民営化が進む中、全面民営化した自治体が増えつつある。保育関係団体としては、これまで公立保育所が担ってきた行政機関とのパイプ役や民間施設だけでは対応が困難な重度障害児保育等の受け皿がなくなることを懸念している。

については、公立保育所を「地域の保育拠点」として位置づけるなど、地域の保育ニーズに対して、その役割を果たすためにも全面民営化とせずの一部存続していただきたい。

あわせて公立保育所の保育人材確保にむけて、既存事業の積極的な活用を進めていただきたい。

18. 保育人材確保施策について

（施策関連、継続）

令和5年4月現在、192施設において、420名の保育士が不足しており、多くの保育園で定員割れが生じている。

県は、待機児童解消に必要な保育人材確保や離職防止等を図るため、「保育士確保対策強化事業補助金」を活用した様々な事業を実施している。しかしながら、市町村によっては、県補助事業の市町村負担分を予算化していない市町村もある。

保育施設においては、保育人材不足により保育士の採用が困難であることや、待機児童緊急対策による定員緩和のため多くの園児を受け入れることで保育士の負担感の増大等の課題を抱え、経営努力だけでは対応が困難な状況が続いている。

については、各保育施設や地域の実情等を踏まえ、県補助事業の積極的な利活用をお願いしたい。特に、保育士の負担軽減を図るため、「保育体制強化事業」については実施できるように予算措置を講じていただきたい。